

## 中間現場検査の時期

- ・中間現場検査の時期は、原則として次表によります。

ただし、工事の一時中断をなくし、持続的な工事進捗を図る観点から、次表の中間現場検査の時期の後であっても検査可能な時期であれば、中間現場検査を実施していただいで差し支えありません。

区分	中間現場検査の時期
木造住宅※等 (下記以外の構造)	屋根工事が完了した時から外壁の断熱工事が完了した時までの間
枠組壁工法、工場生産住宅等又は鉄骨造等(組立式構造又は鉄骨構造)	壁体の組立及び屋根工事が完了した時から外壁の断熱工事が完了した時までの間
補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等(組積式構造又は一体式構造)	最上階のがりょう又は屋根版の配筋が完了した時から外壁の断熱工事が完了した時までの間

※「木造住宅」とは構造耐力上主要な部分である土台、柱、小屋組、横架材等を木造とした住宅をいいます。

「木造の住宅」とは耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅以外の住宅の総称であり、ここで言うところの「木造住宅」とは異なります。

- ・品確法の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅の場合

品確法における建設住宅性能評価の現場検査のうち、「躯体工事の完了時」及び「下地張りの直前の工事の完了時」の現場検査を省略できる場合は、中間現場検査の時期を「基礎配筋工事完了時」から「外壁の断熱工事完了時」までの間とします。  
(性能評価を取得しない場合についても適用することができます。)

- ・外壁に断熱工事を施工しない場合

表中の区分別の起点から「外壁の室内側下地工事完了時」までの間です。